

広島市安佐市民病院跡地  
多目的交流広場整備事業

要求水準書  
(案)

令和5年11月9日

広島市

## 目次

第1章	総則	1
1	本書の位置づけ	1
2	用語の定義	1
3	事業の目的	1
4	参考とすべき意見等について	2
5	本事業の範囲	2
6	業務の完了及び完成期限等	2
7	参考内訳書の提出方法について	2
	(1) 契約及び参考内訳書の作成時期について	2
	(2) 賃金又は物価の変動に関する取扱いについて	2
8	契約書類の構成と優先順位	3
9	建物の契約不適合責任	3
10	要求水準の変更	3
第2章	本事業における条件	4
1	整備予定地の概要	4
2	法規制等	5
3	整備予定地の状況	5
	(1) 周辺道路等の状況	5
	(2) 上水道・下水道・ガス・電力	5
	(3) 地盤状況	6
	(4) 土壌状況	6
4	既存樹木の取扱い	6
5	開発行為の許可	6
6	都市公園法の適用	6
7	適用法令及び適用基準	6
8	隣接工事との調整について	7
第3章	整備対象施設に関する要求水準	8
1	共通事項	8
	(1) 施設内容	8
	(2) 環境への配慮等	8
2	広場エリアの要求水準	10
	(1) 遊具	10
	(2) オープンスペース	10
	(3) ステージ	10
	(4) 移動販売車スペース	10
	(5) 芝生広場	11
	(6) 植栽	11
	(7) サイン計画	11

(8) その他.....	11
3 建築計画に関する要求水準.....	12
(1) 建築計画に関する共通事項.....	12
(2) 休憩施設.....	14
(3) 店舗.....	14
(4) 管理棟.....	15
(5) 公衆トイレ.....	15
4 駐輪場・駐車場の要求水準.....	16
(1) 駐輪場.....	16
(2) 駐車場.....	16
5 電気設備・機械設備の要求水準.....	17
(1) 電気設備・機械設備計画に関する共通事項.....	17
(2) 電気設備.....	17
(3) 給排水衛生設備.....	18
第4章 業務の実施に関する要求水準.....	19
1 共通事項.....	19
(1) 基本的事項.....	19
(2) 共通業務.....	19
(3) その他共通業務.....	23
(4) 資料等の作成.....	24
(5) 調査.....	24
(6) 近隣への配慮.....	24
(7) 市が行う説明への協力.....	25
2 設計業務に関する要求水準.....	25
(1) 設計業務の範囲.....	25
(2) 設計業務計画書.....	26
(3) 設計業務.....	26
(4) 各種資料の作成.....	27
(5) 設計に係るその他の業務.....	27
3 施工業務に関する要求水準.....	28
(1) 施工業務の範囲.....	28
(2) 施工計画書等の作成.....	29
(3) 施工業務.....	29
(4) 工事検査、中間検査等及び引渡し.....	31
(5) 施工に係るその他業務.....	31

## 第1章 総則

### 1 本書の位置づけ

本要求水準書は、「広島市安佐市民病院跡地多目的交流広場整備事業（以下「本事業」という。）」において、本市が要求する施設整備及び業務実施上の水準（以下「要求水準」という。）を示すものである。

次に基本事項を示す。

- ・ 要求水準は、本市が本事業に求める施設の守るべき基準を規定するものである。
- ・ 要求水準は、原則として本市が要求する機能と性能を規定するものであり、施設の具体的な仕様及びそれらを構成する個々の工法や機器などについては、受注者が要求水準を満たすように提案を行うものとする。
- ・ 本要求水準書の「第3章 整備対象施設に関する要求水準（別紙含む）」などにおいて具体的な仕様などを規定しているものについては、提案条件を揃えるために示したものであり、その決定については、同等以上の性能を有することを条件に、設計期間中に本市との協議によって確定する。
- ・ 【参考1 ゾーニングイメージ（案）】は、本要求水準書の内容を伝達するための資料であり、要求水準として扱うものではない。
- ・ 受注者が提案した本事業に対する技術提案の内容のうち、本要求水準書に示す要求水準を上回るものについては、受注者が本事業を実施するに当たって要求水準の一部としてみなすものとする。
- ・ 本要求水準書の「第3章 整備対象施設に関する要求水準（別紙含む）」に掲げる施設のほか、事業費の範囲内において、にぎわいの創出及び利用者の利便性の向上等に資する施設を追加提案することができるものとする。

### 2 用語の定義

【別紙1 発注資料リスト】に使用する用語の定義は、【別紙2 用語の定義】に定めるところによる。

### 3 事業の目的

平成29年2月に策定した「安佐市民病院跡地の活用方針」に基づき、地域の代表者及び本市職員で構成される「安佐市民病院跡地活用推進協議会」において、安佐市民病院跡地（以下「病院跡地」という。）に整備する具体的な機能や施設等を検討してきた。

その検討の結果、“若者や子育て世代を中心に広域から多世代が集い憩える交流の場”という病院跡地全体の活用コンセプトに基づき、安佐北区全域の子育て世帯向けの施設やイベント広場に加え、周辺の大学等の若者を呼び込む日常的なにぎわいづくりの場や、周辺施設の利用者等が気軽に憩える施設を整備することとしており、このコンセプトの核となる施設として、「多目的交流広場」を整備するものである。

#### 4 参考とすべき意見等について

本事業は、本要求水準書の記載事項を満たしたうえで、「安佐市民病院跡地の活用方針」の内容や「安佐市民病院跡地活用推進協議会」での議論等を参考とすること。

#### 5 本事業の範囲

多目的交流広場の整備に係る設計業務及び施工業務を本事業の範囲とする。

業務範囲については、【参考2 適用法令及び適用基準リスト】に示す各種基準・仕様書、本要求水準書及び質問に対する回答書で定めたものとする。

なお、本事業を進めていくうえで、想定されるリスクについては【別紙3 リスク分担表】を参照すること。

#### 6 業務の完了及び完成期限等

本事業の完了期限は令和7年9月9日とする。

完成期限までに建築基準法第18条第18項の規定による検査済証の交付を受け、本市に引き渡すこと。

#### 7 参考内訳書の提出方法について

##### (1) 契約及び参考内訳書の作成時期について

契約は、「5 本事業の範囲」に示す設計及び施工について、契約書類に基づき締結するものとし、契約金額は優先交渉権者との価格等の交渉及び見積合わせを経て確定した金額とする。

また、参考内訳書の内容及び提出時期を次に示す。

- ・ 受注者は、契約締結後速やかに、科目・細目を含めた契約時参考内訳書を提出すること。
- ・ 設計終了時（工事着手前）に、契約金額に対する詳細な参考内訳書（以下「設計後参考内訳書」という。）を設計図書に基づいて作成し提出すること。また、設計後参考内訳書の単価は、契約時参考内訳書に用いた単価の準用を原則とし、契約時参考内訳書に示されていない新たな単価が生じた場合は、契約時参考内訳書の単価に準じて、本市と受注者が協議の上、市が承諾した金額で単価設定を行うこと。

ただし、要求水準書に示す性能等を満たすための工事費目については、その数量増減に関わらず、当該工事費の増額を認めないため、採用する単価について、本市と受注者が協議の上、調整する可能性がある。

- ・ 工事段階のコスト管理には設計後参考内訳書の単価を用いること。設計後参考内訳書作成に先立ち、単価表を作成し、監督員に提出して確認を受けたうえで設計後参考内訳書の作成を行うこと。設計後参考内訳書については監督員に提出し確認を受けたうえで工事着手すること。

##### (2) 賃金又は物価の変動に関する取扱いについて

広島市建設工事請負契約約款第25条第1項から第4項（全体スライド）については、次の適用方針とする。

- ① 広島市建設工事請負契約約款第 25 条を適用する基準日は初回に提出された設計図書が確認された日とする。
- ② 物価指数は、建設工業経営研究会「広島・経研標準建築費指数」を基に本市が算出する指数を使用する。
- ③ 物価指数算出の起算日は初回に提出された設計図書が確認された日とする。
- ④ 積算基準類に設定のない工種等の見積について、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合には、その工種等については請求の対象外とする。

## 8 契約書類の構成と優先順位

契約書類の構成及び優先順位は次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とし、その他優先順位などについて疑義が生じた場合には、発注者と協議のうえ決定する。

- ① 事業契約書
- ② 質問回答書
- ③ 要求水準書（別紙を含む）
- ④ 技術提案書（ただし、技術提案書の内容が、質問回答書、要求水準書に示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して提案書類はこれらに優先する。）

## 9 建物の契約不適合責任

契約不適合責任は広島市建設工事請負契約約款に定めるところによる。

## 10 要求水準の変更

発注者は、事業期間中に、次の事由により、受注者と協議のうえ要求水準を変更する場合がある。

- ① 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ② 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- ③ 本市の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- ④ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

## 第2章 本事業における条件

### 1 整備予定地の概要

整備予定地は、旧安佐市民病院南館の跡地であり、東側には学校給食センター、南側には認定こども園の建設が予定されており、西側は高陽可部線に接している。

また、整備予定地の北側に位置する旧安佐市民病院北館は令和4年度に改修工事が完了し、現在は、安佐医師会病院、安佐准看護学院、可部夜間急病センター、北部在宅医療・介護連携支援センター、公募型常設オープンスペース（子育て支援施設）が運営されている。



## 2 法規制等

所在地	広島市安佐北区可部南二丁目（安佐市民病院南館跡地） 【別紙4 案内図】参照
敷地面積	5,092 m <sup>2</sup> 【別紙5 敷地区域図】参照
市街化区域及び市街化調整区域	市街化区域
用途地域	第一種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域・準防火地域	指定なし（法22条区域）
汚水供用開始区域	指定あり
景観計画関係	景観計画区域（一般区域）
都市機能誘導区域	都市機能誘導区域（一般地域型）
居住誘導区域	指定あり

## 3 整備予定地の状況

整備予定地の状況は【別紙5 敷地区域図】、【別紙6 地盤測定結果】、【別紙7 解体工事後配置図】、【別紙8 安佐市民病院南館跡地敷地分割図・座標求積表】、【別紙9 旧安佐市民病院地質調査データ】、【別紙10 樹木位置図・樹木調査資料】を参考にすること。

敷地境界については、関係者の立会のもと、受注者において測量を行い、縄張りを行ったうえで工事を進め、工事完了までに境界標を設置すること。

インフラに関して、本要求水準書の他、必要な情報は、受注者において収集、作成すること。インフラ設備の接続箇所は各インフラ供給事業者との協議結果や受注者の提案を基に発注者と協議のうえ決定する。

本事業上、支障のある街路灯や電柱については道路管理者及び電力供給事業者などとの協議のうえ、移設すること。

## (1) 周辺道路等の状況

周辺道路の現況は次のとおりである。

- ・ 西側道路（安佐北3区高陽可部線）：道路幅員約16.1m～16.4m
- ・ 南側道路（安佐北3区22号線）：道路幅員約4.1m

## (2) 上水道・下水道・ガス・電力

- ・ 現況は下表を参照すること。

上水道	西面道路に水道管（Φ200mm）が敷設。 敷設状況の詳細は「ひろしま地図ナビ」で確認すること ( <a href="https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal">https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal</a> )
下水道（汚水・雨水）	西面道路に下水道管（Φ500mm、汚水等）が敷設



	敷設状況の詳細は「ひろしま地図ナビ」で確認すること ( <a href="https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal">https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal</a> )
ガス	敷地周辺道路へのガス管の敷設なし
電力	西面道路に架空配電線あり

- ・ 引き込み及び接続計画は「第3章 2 広場エリアの要求水準」及び「第3章 5 電気設備・機械設備の要求水準」を参照の上、受注者の提案を基に発注者と協議のうえ進めること。

### (3) 地盤状況

- ・ 地盤の状況は【別紙9 旧安佐市民病院地質調査データ】を参照すること。
- ・ 本事業において建築場所の必要な地盤情報等は、発注者との協議のうえ地盤調査計画を作成し受注者の費用負担で調査を行うこと。

### (4) 土壌状況

- ・ 令和4年度に実施した土壌汚染状況調査の結果、汚染は認められたが、令和5年度上期に対策工事が完了する予定である。

## 4 既存樹木の取扱い

【別紙10 樹木位置図・樹木調査資料】に示す整備予定地内の既存樹木は、撤去することを原則とする。ただし、倒木の恐れがないことなど状態が健全であることが確認ができたものについて、駐車区画から離れ、多目的交流広場の利用の妨げにならず、かつ、周辺道路からの見通しを阻害しない場合には、既存のまま残すこと又は移植することは可能とする。なお、既存樹木の位置や状況が現地状況と異なる場合は、工事着手時の現況を優先すること。

## 5 開発行為の許可

本事業は、多目的交流広場の設置及び管理について定めた条例の制定（令和6年9月下旬予定）をもって、都市計画法施行令第21条第26号に該当することとなる。このため、同法第4条第12項の開発行為に着手する時期は上記条例制定後とし、その場合、同法第29条第1項に規定する開発行為の許可は不要である。

## 6 都市公園法の適用

本施設は、都市公園法第2条第1項の都市公園に位置付けない施設である。

## 7 適用法令及び適用基準

- ・ 本事業の実施に当たっては、設計及び施工などの各業務の提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則、要綱などを遵守するとともに、各種基準、指針、解説版、ガイドラインなどについても本事業の要求水準書と照らしあわせて適宜適用とするものとする。本文中に特記されている各種基準などについては遵守すること。

- ・ 関係法令、各種基準などについては、【参考2 適用法令及び適用基準リスト】に示す法令などを参考のうえ、設計者及び施工者の責任において調査し、各々の許認可手続上設定される基準日に最新のものを採用すること。また、関係法令に基づく関係機関との協議結果及び指導に従って工事を行うこと。ただし、契約以降の法改正などに基づく不可避な変更で、契約金額の増減が生じる場合は、要求水準の変更として扱う。
- ・ また、本事業は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事である。

## 8 隣接工事との調整について

- ・ 【参考3 事業スケジュール】のとおり隣接地において、学校給食センター整備の現場着手が令和6年11月頃、認定こども園の現場着手が令和7年1月頃を予定している。工事期間が重なるため、必要に応じて本市及び各施工者と調整を行い、支障がないように工事を進めること。
- ・ 公表している広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業の要求水準書や契約後に本市から提供される学校給食センターと認定こども園の設計資料を踏まえ、一体的な整備となるよう計画の検討や可能な限りの見直しをすること。

### 第3章 整備対象施設に関する要求水準

#### 1 共通事項

本事業で整備する施設は、第3章各項の記載を満たすものとする。

#### (1) 施設内容

本施設は、次の機能により構成され、各機能の基本的な考え方は下表による。

導入機能	各機能の基本的な考え方
安佐北区全域の子育て世帯向けの機能	親子が安全に楽しむことができるもので、独自性の高い大型遊具等を整備すること。
イベント広場の機能	各種イベントに対応できるオープンスペースを確保すること。
若者を呼び込む機能	若者を主なターゲットとした飲食店を誘致できる施設を整備すること。
周辺施設の利用者等が気軽に憩える機能	芝生広場や休憩施設など、休息できる場所を確保すること。
維持管理機能	多目的交流広場を維持・管理するための効率的で経済的な施設を整備すること。
駐車・駐輪機能	安全や動線に配慮した、駐車場・駐輪場を整備すること。

#### (2) 環境への配慮等

##### ア 環境負荷低減性に関する性能

##### (ア) 適正使用・適正処理に関する性能

- ・ 「建設副産物適正処理推進要綱」及び「建設リサイクル推進計画2014」に基づき、適正使用・適正処理に配慮すること。
- ・ 木材をはじめ資材の調達に当たっては、輸送にかかるエネルギー消費による排出抑制に努めるものとする。

##### (イ) エコマテリアルに関する性能

- ・ 環境負荷低減に配慮した材料を積極的に採用すること。
- ・ 廃棄物等の再使用又は再生利用した資機材を積極的に使用すること。
- ・ 部分的な更新が容易となるように汎用性の高い規格化された材料などを使用すること。

##### (ウ) 省エネルギー・省資源に関する性能

- ・ 脱炭素社会や持続可能な社会の実現に向けた具体的な取り組みを積極的に検討すること。
- ・ 太陽光や風等の自然エネルギーを有効に活用する環境保全に関する技術の活用を図り、環境負荷低減を図ること。
- ・ 建築設備への負荷を抑制できる仕上げ材、電気・設備機器などについては、省エネルギータイプを使用すること。

## イ 周辺環境保全性に関する性能

### (7) 地域生態系保全に関する性能

#### ア) 緑化の推進

- ・ 良好な都市環境形成のために緑化を行うこと。

#### イ) 地域や都市への熱負荷の低減

- ・ 構内舗装に保水性舗装等の採用に係る検討を行い、熱負荷の低減を図ること。
- ・ 使用材料については、自然材料、リサイクル材料、メンテナンスフリー材料等の採用に係る検討を行い、ライフサイクルコストの低減及び環境負荷低減に効果のある材料を選定すること。

### (4) 周辺環境配慮に関する性能

#### ア) 騒音・振動

- ・ イベント開催時の周囲への音伝搬、振動伝搬について検討し、周辺環境への影響を低減する計画とすること。

#### イ) 光害

- ・ 照明による周辺環境への影響を低減する計画とすること。

## ウ 隣接する学校給食センターの整備事業者との連携

学校給食センターの敷地は、安佐市民病院南館等の解体前の地盤高で約1.5mの最大浸水深が想定されており、令和5年5月31日に公告を行った広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業においては、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所の「太田川浸水想定区域図閲覧システム」に示される約1.5mの浸水が発生した場合においても、建物に設置した調理器具やキュービクル等が浸水しないよう施設整備を行うこととしている。

上記の条件及び病院跡地の地盤高が解体工事によって解体前より低くなっていることから、学校給食センターの敷地（敷地内通路を含む）には、盛土が行われることが想定されている。

こうした中、広島市公共施設整備等事業者選定審議会は、学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業の審査講評において、落札候補者に対し、「旧安佐市民病院跡地全体の活用コンセプトの実現に向けて、多目的交流広場と接する敷地を始めとする給食センター建物西側敷地を最大限活用して、若者や子育て世代を中心に多世代が集える憩いの場となるよう整備計画の充実を図り、多目的交流広場の整備事業者と連携して切れ目のない敷地整備を実現すること。」と要望している。

これらのことを踏まえた上で、学校給食センターと多目的交流広場を利用者が行き来しやすくなるよう※、学校給食センターの整備事業者と連携して切れ目のない敷地整備を実現すること。

- ※ 学校給食センター内に設けられる食育エリアの利用者が多目的交流広場を利用することや、多目的交流広場の利用者が学校給食センターの食育エリアに設けられるオープンスペースや共用エリアに設けられるトイレ等を利用することを想定している。

## エ 隣接する認定こども園への配慮事項

認定こども園の運営を考慮して、以下の点に配慮して計画すること。

- ・ 認定こども園側の見通しを良くし、生け垣を設けないなど、死角をなるべく作らないようにすること。
- ・ 認定こども園側に人がなるべくたまらないようにすること。

#### オ その他

- ・ 広島市公共施設福祉環境整備要綱の公共施設整備基準に適合した施設とすること。同要綱の適用にあたっては、広場の出入口・通路、公衆トイレ、駐車場及びベンチ等の附帯設備は特記無き限り同要綱の別表「第3 公園」の規定を適用する。
- ・ ユニバーサルデザインや景観に配慮した計画とすること。

### 2 広場エリアの要求水準

#### (1) 遊具

##### ア 概要

安佐北区全域から親子連れが集まるような施設とするため、親子が安全に楽しむことができるもので、独自性の高い大型遊具等を設置すること。

##### イ 規模・配置・仕様

- ・ 大型遊具2台を標準とするが、大型遊具に代わる遊具の提案も可能とする。
- ・ 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」(国土交通省)及び「遊具の安全に関する基準(JPFA-SP-S:2014)」((一社)日本公園施設業協会)に適合した遊具及び配置とすること。
- ・ 地元産の間伐材等、木材の活用を積極的に検討すること。
- ・ (一社)日本公園施設業協会・賠償責任保険制度による責任保険がかけられた遊具とすること。

#### (2) オープンスペース

ステージでの催し物の観覧のほか、マルシェ(青空市)やフリーマーケットの開催が容易なオープンスペースを設けること。なお、芝生広場と場所を兼ねる計画も可能とする。

#### (3) ステージ

##### ア 規模

ステージの面積(ステージ平面部)は、100㎡程度とすること。

##### イ 仕様

- ・ ステージは、イベント等での利用及び子供が利用する広場内の空間として安全に配慮した高さとすること。
- ・ ステージに屋根を設けるなど、利便性の向上を積極的に検討すること。

#### (4) 移動販売車スペース

##### ア 概要

多目的交流広場ににぎわいを創出すること及び利用者の利便性の向上を目的として、移動販売車を設置できるようにするため、移動販売車の駐車スペースを設ける。

イ 規模・配置

- ・ 移動販売車を2台以上配置できる場所を整備すること。
- ・ 移動販売車の入退場の車両動線を適切に設けること。

ウ 仕様

- ・ 移動販売車への上水及び電気の供給を可能とする設備を計画台数分設けること。
- ・ 移動販売車の事業者が排水を流すことを想定した汚水柵を設けること。
- ・ 移動販売車の移動・駐車荷重を踏まえた地盤の仕上げとすること。

(5) 芝生広場

ア 概要

芝生広場を設ける。

イ 規模

面積は1,000 m<sup>2</sup>以上とすること。

ウ 仕様

- ・ 芝生は天然芝とし、散水栓を設けること。
- ・ 芝の種類は、地域性、使われ方及び維持管理性を考慮した上で選定すること。

(6) 植栽

- ・ 来場者にとって、快適で見通しの良い植栽・造園計画とすること。
- ・ 樹種の選定においては、地域性及び維持管理の容易さを考慮すること。
- ・ 植栽樹種、規格、植栽場所に応じた適切な支柱工を選定すること。
- ・ 植栽等の配置に当たっては、学校給食センター及び認定こども園から多目的交流広場へ進入することを想定すること。進入を想定する位置は【参考1 ゾーニングイメージ(案)】に示す。それぞれの具体的な出入口の位置については、令和6年1月を目途に、本市から示すこととする。
- ・ 新植樹木等(移植樹木を含む)が本事業完成引渡し後、1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良(枯れ枝が樹冠部の三分の二以上になった場合及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高の三分の一以上の主幹が枯れた状態)となった場合には、受注者は、当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えること。

(7) サイン計画

- ・ ユニバーサルデザインやカラーユニバーサルデザインの概念に沿った、わかりやすい明瞭なものを適切な場所に設置すること。
- ・ 園名板、案内板、遊具の利用案内、駐輪場・駐車場の利用案内、注意板等についてのサインを計画すること。
- ・ 安佐市民病院跡地の他の施設とデザインの統一を図ること。

(8) その他

- ・ フェンスや植栽等を敷地境界に設ける場合は、防犯性を低下させないため、道路からの見

通しを確保する。またフェンスについては、視認性、景観性、安全性等のほか、耐久性に配慮すること。

- ・ 広場の通路を、植栽及び照明灯等の維持管理において車両を近接させることができるように、管理動線として使えるように配置し、その舗装は管理車両等の移動・駐車に耐えられる強度とすること。
- ・ 隣地境界の地盤高さについて、学校給食センターとの境界は、現況地盤より下げないこととし、認定こども園との境界は、現況のままとすること。
- ・ 南側道路に対しても出入口及び園路を設けること。南側道路は本敷地よりも低く、隣接境界の地盤高さについての条件は上記のとおりであるため、本事業において隣接地内へコンクリート擁壁を設置すること。南側道路沿いにはコンクリート擁壁があり、設置に当たり撤去を行う隣地（学校給食センター敷地及び認定こども園敷地）のコンクリート擁壁の部分については、新たに設ける擁壁と一体化するなどして、構造上不安定な状態のままとしないこと。  
 なお、コンクリート擁壁は、上部に高さ2m程度のメッシュフェンス又は目隠しフェンスを将来的に設けることを想定して、その風荷重等に耐えられる計画とし、本市が別途指示する箇所にフェンス支柱用の穴を開けること。  
 さらに、コンクリート擁壁の整備内容については、学校給食センターの施設所管課及び認定こども園の施設所管課との協議を要するため、工事に先立って余裕をもって本市へその構造等を示した資料を提出すること。
- ・ 学校給食センターとの隣地境界の地盤高さを上げるために行う盛土や整地等の工事、南側道路に対する出入口及び園路整備のため隣接地内へ設置するコンクリート擁壁工事については、令和6年11月末までに完成させ、本市へ隣地部分の引渡しを行うこと。
- ・ 本施設の運営においては、球技を禁止する方針であるため、防球ネットの設置は求めない。
- ・ 自動販売機の設置を想定して、自動販売機設置場所及び外部コンセントを設けること。
- ・ 雨水排水について、ポンプを設けずに、適正な排水処理が可能な構造とすること。

### 3 建築計画に関する要求水準

#### (1) 建築計画に関する共通事項

本事業の建築物に係る施設整備の要求水準は、次に示す「官庁施設の基本的性能基準」による適用分類表を満たすものとする。なお、「官庁施設の基本的性能基準」において、技術的事項の検証に構造計算を必要とする項目は、建築基準法を満たすことを確認した上で適用外とする。

- ・ 適用分類表該当項目の記載と第3章各項の記載内容に相違がある場合は、各項に記載の内容を優先する。
- ・ 店舗と管理棟を合築にするなど、各施設をまとめて設けることを可能とし、要求水準を満たしたうえで建築物の棟数は任意とする。
- ・ 建築物の構造は、鉄骨造又は木造とする。

[適用分類表]

大項目	中項目	小項目	施設の適用水準	備考	
社会性	地域性		I		
	景観性		I		
環境保全性	環境負荷 低減性	長寿命	適用	※1	
		適正使用・適正処理	適用	※1	
		エコマテリアル	適用	※1	
		省エネルギー・省資源	適用	※1	
	周辺環境 保全性	地域生態系保全	適用	※1	
		周辺環境配慮	適用	※1	
安全性	防災性	耐震	構造体	III	※2
			建築非構造部材	B	※2
			建築設備	乙	※2
		対火災	耐火	IV	
			初期火災の 拡大防止	II	
			火災時の 避難安全確保	II	
		対浸水		II	
		耐風	構造体	III	
			建築非構造部材	III	
			建築設備	III	
	耐雪 ・耐寒	構造体	非適用		
		外部空間など	適用		
	対落雷		III		
	常時荷重		適用		
	機能維持性		II		
	防犯性		—	※3	
機能性	利便性	移動	適用		
		操作	適用		
	ユニバーサルデザイン		適用	※4	
	室内環境性	音環境	—		
		光環境	III		
		熱環境	II (店舗・管理棟) III (上記以外)		
		空気環境	I (店舗・管理棟) — (上記以外)		
		衛生環境	適用		
振動		—			



大項目	中項目	小項目		施設の適用水準	備考
		情報処理機能に係る情報化対応性		—	
		情報交流機能に係る情報化対応性		—	
経済性	耐用性	耐久性	構造体	適用	
			建築非構造部材	適用	
			建築設備	適用	
		フレキシビリティ		Ⅱ	
	保全性	作業性		適用	
		更新性		適用	

- ※1 「官庁施設の環境保全性基準」に準拠すること
- ※2 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の分類による
- ※3 「官庁施設の防犯に関する基準」に準拠すること
- ※4 「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に準拠すること

#### ア 安全計画

- ・ 建具などのガラスは、原則として強化ガラスとする。なお、人体衝突に対する安全性を確保すべき箇所は、「改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針（財団法人日本建築防災協会）」によるものとする。
- ・ 全面ガラスなどの衝突の恐れのある部分は、衝突防止策（ライン、マークなど）を講じること。

#### イ 木材利用

- ・ 「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」及び「広島県産木材利用促進条例」の趣旨を尊重し、木材利用の促進を図り、製材、CLT等の集成材、合板等の木材を可能な限り利用する計画とすること。

### (2) 休憩施設

多目的交流広場の利用者が休憩・飲食をできるように固定式の日除けやベンチ等の休憩施設を整備すること。

### (3) 店舗

#### ア 概要

- ・ 多目的交流場ににぎわいを創出すること及び利用者の利便性の向上を目的として、飲食店としての運用が可能な店舗を整備する。
- ・ 整備する店舗は2店舗以上とし、うち1店舗は民間事業者への賃貸、1店舗は安佐北区における起業を促進するため、出店期間の制限を行う代わりに出店費用の一部を行政が補助するチャレンジショップとしての運用を想定していることから、そうした運用が可能となるよう内外部レイアウトを工夫すること。
- ・ チャレンジショップを含む入居テナントについては、施設整備後に募集する想定のため、最低限の内装仕上げにとどめ、入居テナントが改装できるように整備すること。
- ・ 店舗運営に必要な個別の設備については、多目的交流広場の整備後、出店希望者が必要

に応じて設置することを想定している。

#### イ 規模・配置

- ・ 2店舗以上を整備すること。1棟内で複数店舗を計画する場合は、店舗ごとに「ウ 店舗仕様」に基づく整備を行うとともに、店舗を仕切る間仕切りは可動間仕切りとし、可動間仕切りは施錠が可能なものとする。
- ・ 店舗の占有面積は合計で30㎡以上100㎡以下とすることを基本とする。占有面積には、軒下等で各店舗がその利用者用の客席を設置し、占有することを想定する部分を含む。なお、当該客席を多目的交流広場の利用者に開放する場合は、占有面積に含めない運用を想定している。
- ・ 西側道路を通行する歩行者から視認性の良い位置へ店舗を配置すること。

#### ウ 店舗仕様

- ・ 上下水及び電気の内部引込まで行い、照明設備、コンセント及び冷暖房設備を設けること。
- ・ 上水及び電気について、店舗毎に使用量を確認できるよう副メーターを設置すること。

### (4) 管理棟

#### ア 概要

多目的交流広場に昼間、管理者が常駐すること及び多目的交流広場の運営に必要な物品を収納することを想定して、管理人室及び倉庫を設ける。

#### イ 規模・仕様

- ・ 箇所数は1とし、延べ面積は10㎡程度とすること。
- ・ 管理人室及び倉庫には照明設備及びコンセントを設け、管理人室には冷暖房設備を設けること。
- ・ 管理人室には電話設備その他必要な配管を設置すること。

### (5) 公衆トイレ

#### ア 概要

主に多目的交流広場の利用者の利用を想定したトイレを設ける。

#### イ 規模・仕様

- ・ トイレの設置数は1とすること。
- ・ 男女兼用のバリアフリートイレ及び男女別トイレを設けること。
- ・ バリアフリートイレは、広島市公共施設福祉環境整備要綱別表「第1 建築物」の「8 車いす使用者等対応トイレ」の各基準を満たしたものとする。ただし、ブースの広さについては内法200cm×200cm以上、車いすの回転スペースとして、内接円の直径150cm以上を確保し、長椅子（寝台でも可とする。また、折り畳み式でも可とする。）、おむつ交換台（折り畳み式ベビーベッド）、幼児用小便器、幼児用補助便座用のフック及びベビーチェアを設けること。なお、幼児用小便器をバリアフリートイレ内に設けず、別途整備した幼児専用トイレブース内に設けるなど、利便性の向上に資する計画も可能とする。
- ・ 男女別トイレはそれぞれ、広島市公共施設福祉環境整備要綱別表「第1 建築物」の「7

トイレ」の各基準を満たしたものとす。ただし、女子用トイレの腰掛け式便器ブースは2箇所以上とすこと。

- ・ 腰掛け式便器の便座は温水洗浄暖房便座とすこと。
- ・ 掃除用具入れ及び掃除用流しを設けること。
- ・ トイレトーパーホルダーは盗難防止機能付きのものとする。
- ・ 照明設備を設置すこと。
- ・ 24時間利用可能な公衆トイレとすこと。

#### 4 駐輪場・駐車場の要求水準

##### (1) 駐輪場

###### ア 概要

多目的交流広場を訪れる人が無料で利用する駐輪場を整備する。

###### イ 規模

50台以上の駐輪スペースを設けること。

###### ウ 仕様

- ・ 1台当たりの駐輪スペースは幅員50cm以上、奥行き200cm以上とすこと。
- ・ 1台毎の区画線は不要とするが、駐輪スペースと通路等が判別できるようにすこと。
- ・ 駐輪ラックの設置は不可とする。
- ・ 屋根の設置は任意とする。

##### (2) 駐車場

###### ア 概要

多目的交流広場を訪れる人が無料で利用する駐車場を整備する。

###### イ 規模・配置

- ・ 30台以上の駐車区画を設けること。
- ・ 南側へ配置すこと。
- ・ 道路の横断歩道及び交差点から5m以内の道路に接して出入口を設けないこと。

###### ウ 仕様

- ・ 広島県が推進する「思いやり駐車場」として、車いす使用者用駐車区画及びプラスワン駐車区画面（車いす使用者等用に準ずる駐車区画）を設け、「思いやり駐車場」の表示をすこと。
- ・ 車いす使用者用駐車区画は、幅員350cm以上、奥行き600cm以上とすこと。
- ・ その他の区画は幅員250cm以上、奥行き500cm以上とすこと。
- ・ 車室に面する車路の幅員は550cm以上とすこと。
- ・ 車路及び車室は、アスファルト舗装を基本とすこと。
- ・ 上下式のポールやゲート装置等、夜間等の利用制限が可能となる設備を出入口に整備すこと。
- ・ 車や人がゲート装置等に接触しないように、必要に応じてその周囲に注意を促す表示を行うこと。

- ・ 将来、駐車場の利用を有料化する可能性を考慮し、必要な設備が配置できるよう可能な範囲で配慮すること。
- ・ 屋根の設置は、思いやり駐車場については任意とし、その他の区画は不可とする。
- ・ 電気自動車の充電設備を設置するなどの追加提案も可能とする。

## 5 電気設備・機械設備の要求水準

### (1) 電気設備・機械設備計画に関する共通事項

本設備は、施設の機能を十分に発揮させる機器を採用するとともに、省エネルギー・省資源に寄与する設備の整備を行い、周辺環境等への配慮、管理・運営の容易さ、安全性、信頼性及び耐久性を考慮した構造及び配置とすること。

- ・ 自然エネルギー・再生可能エネルギーの積極的な活用及び高効率機器の採用等によるライフサイクルコストの削減を考慮した設備とすること。
- ・ 特殊なものを除き、互換性及び信頼性等を考慮した統一的な機器で構成する設備とすること。
- ・ 操作、保守及び管理の容易性及び省力化を考慮した設備とすること。
- ・ 事故及び事故による波及の防止を考慮した設備とすること。
- ・ 設備の更新・増設等の将来的な対応を考慮した設備とすること。

### (2) 電気設備

#### ア 電灯設備

- ・ 広場照明は、夜間の通行及び防犯のため、周辺環境等との調和を考慮しつつ配置を工夫し、デザイン性、機能性及び省エネルギー性（自動点滅又はタイマー制御）に配慮して整備すること。
- ・ 敷地全体の照度は3ルクス以上、広場の通路、休憩施設及び駐車区画の照度は5ルクス以上、駐車場車路の照度は10ルクス以上、駐輪場の照度は20ルクス以上、店舗周辺、移動販売車スペース周辺及び公衆トイレ入口付近の照度は50ルクス以上とすること。
- ・ 周辺の病院や住宅から光源が直接に見えなくするなど、配慮した計画とすること。

#### イ 幹線設備

- ・ ケーブルは、盤内以外で分岐及び接続は行わないこと。
- ・ 幹線は全てケーブル配線とすること。

#### ウ 接地

- ・ 接地極は、整備する設備に合わせ、接地工事の種類に応じた接地抵抗値が得られる形式等を採用し整備すること。

#### エ 構内線路

- ・ ハンドホールを適切に設けること。
- ・ 配電線路の管路は、原則ケーブル1条につき1本とし、予備配管を設けること。
- ・ 地中埋設配管は必要な埋設深さを確保し、埋設表示シート、埋設表示杭を敷設すること。

(3) 給排水衛生設備

- ・ 植栽及び芝生帯には散水栓を設けることとし、散水栓の位置及び口径は、維持管理性を考慮し選定すること。
- ・ 多目的交流広場の利用者が利用できる水飲み場を整備することとし、整備に当たっては車いす使用者の利用を考慮すること。
- ・ 水景設備を計画する場合は、景観・環境・安全に配慮するとともに維持管理・費用に配慮したシステムとすること。

## 第4章 業務の実施に関する要求水準

### 1 共通事項

#### (1) 基本的事項

- ・ 本工事（土木工事、建築・電気設備・機械設備工事）は【参考2 適用法令及び適用基準リスト】を適用する。
- ・ 受注者は、要求水準及び技術提案を基に設計を行い、施工を適切に行うこと。特に施設の品質確保を確実にするために、品質確保プロセスを適切に計画、実行及び管理すること。
- ・ 受注者は、共同企業体構成員の業務内容に応じて業務分担を具体的に定めること。また、共同企業体構成員が行う業務について代表企業が統括管理を行うこと。
- ・ 代表企業は、共同企業体構成員が的確に業務を実施するように、共同企業体構成員の業務管理を行い、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うこと。また、代表企業は、共同企業体構成員が分担するコスト管理、要求水準の確認及び技術提案の確認などの管理を行うこと。
- ・ 受注者は、各業務を行うに当たり、市関係部署や令和6年12月議会で決定する予定の多目的交流広場指定管理者、安佐市民病院跡地活用推進協議会及び近隣住民等からの要請や意見に対して可能な限り対応すること。
- ・ 受注者は、工事・業務実績情報（コリンズ・テクリス）、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に登録すること。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員（監督員）の承諾を受けること。

#### (2) 共通業務

##### ア 工程表の作成

受注者は、契約締結後速やかに総合工程表（設計、施工）を調査職員に提出することとし、総合工程表を基に設計者が作成する設計工程表や、施工者が作成する施工工程表などの検証及び統括・取りまとめを行うこと。総合工程表は、施工者等で調整のうえ必要に応じて随時更新すること。

##### イ 体制表の作成

受注者は、契約締結後速やかに体制表を調査職員に提出すること。体制表には配置する技術者及びその役割について記載すること。次の(ア)から(ク)に代表的な技術者の役割を示す。

配置予定技術者は、特記無き限り、複数業務の兼任は認めない。ただし、統括責任者が土木工事の主任技術者又は監理技術者を兼任することは認める。

##### (ア) 統括責任者

統括責任者は、事業全体の進捗管理や、設計業務及び施工業務の取りまとめを行うこと。また、受注者の窓口として統括責任者は、より良い施設の具現化に向け、技術提案やコスト管理などについて取りまとめを行うこと。

##### (イ) 管理技術者（土木設計）

管理技術者（土木設計）は、設計業務全体を統括し、土木、建築、各設備との調整を行

うこと。また、施工段階においては「設計意図伝達等の業務」を行うこと。

(ウ) **管理技術者（建築設計）**

管理技術者（建築設計）は、建築、建築物内の各設備との調整を行うこと。また、施工段階においては「設計意図伝達等の業務」を行うこと。

(イ) **担当技術者（電気設計・機械設計）**

担当技術者（電気設計・機械設計）は、電気設備、給排水設備、空調換気設備などに関する設計を行うこと。なお、電気設計及び機械設計担当者は兼務できるものとする。

(オ) **照査技術者（土木設計・建築設計）**

照査技術者（土木設計・建築設計）は、設計の成果物の内容について技術上の照査を行うこと。なお、照査技術者（土木設計）及び照査技術者（建築設計）は兼務できるものとする。

(カ) **主任技術者又は監理技術者（土木）**

主任技術者又は監理技術者（土木）は、土木工事に係る施工業務全体の取りまとめ及び同施工業務を行うこと。

なお、主任技術者又は監理技術者は基本的に専任とするが、本工事に着手するまでの期間（本工事の現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事などが開始されるまでの間）はこの限りではない。

(キ) **主任技術者若しくは監理技術者又は担当技術者（建築）**

主任技術者若しくは監理技術者又は担当技術者（建築）は、建築工事に係る施工業務全体の取りまとめ及び同施工業務を行うこと。

なお、主任技術者又は監理技術者は基本的に専任とするが、建築工事に着手するまでの期間（建築工事の資機材の搬入又は仮設工事などが開始されるまでの間）はこの限りではない。

(ク) **現場代理人**

現場代理人は、施工者の代理として施工業務全体の取りまとめ及び施工業務を行うこと。

**ウ コスト管理**

(7) **コスト管理の考え方**

- ・ 受注者は、契約締結から引渡しまで、要求水準の明確な変更が無い限り、技術提案内容を遵守し、契約時参考内訳書に記載された単価を準用し、契約金額を下回るコスト管理を実施すること。なお、賃金又は物価の変動などにより工事価格の増加が予測される場合は、契約金額を下回るコスト管理を行うための提案を行い、発注者と協議すること。
- ・ 契約時参考内訳書に記載が無い項目については、調査職員（工事段階は監督員）（以下、設計段階と工事段階を通しての対応の場合は、「調査職員（監督員）」という。）と受注者で協議のうえ、調査職員（監督員）が承諾した金額で単価を設定する。その際、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計の直接工事費に対する比率は契約時参考内訳書上の比率を上限とする。

- ・ 当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合又はやむを得ない事由により変更工事が発生した場合、本契約内にて対応し、変更契約は行わない。

(イ) 設計期間中のコスト管理

- ・ 受注者は、契約時参考内訳書に基づき、設計期間中におけるコスト管理を行うこと。
- ・ 受注者は、設計図書の作成が完了するまでに、設計に基づく工事費を算出し、調査職員に提出したうえで確認を受けること。

(ウ) 施工期間中のコスト管理

- ・ 受注者は、設計終了時に、設計図書に基づいて契約金額に対する設計後参考内訳書を作成し、工事着手までに調査職員（監督員）に提出し確認を受けること。
- ・ 受注者は、設計後参考内訳書作成に先立ち、単価表を作成して調査職員（監督員）に提出し確認を受けること。
- ・ 受注者は、設計後参考内訳書に基づき、施工期間中におけるコスト管理を行うこと。

エ 要求水準の確認

(ア) 要求水準の確保のための受注者による管理に関する基本的な考え方

受注者は、要求水準を満たすため、基本的に次の項目を(イ)に示す要求水準確認計画書に基づいて確認し、設計業務及び施工業務の管理を行うこと。

- ・ 設計完了時における設計図書及び各種計算書などの確認
- ・ 施工前における全体計画（工事中の周辺への配慮など）の確認
- ・ 各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画の確認
- ・ 各部位の施工完了時における計画に基づいた施工の確認
- ・ 全体の施工完了時における計画に基づいた施工の確認

(イ) 要求水準確認計画書の作成

- ・ 受注者は契約締結後速やかに、前記(ア)を踏まえ要求水準確認計画書を作成し、調査職員に提出し、承諾を得ること。
- ・ 要求水準確認計画書には、個別の確認項目ごとに、要求水準の確認の方法と確認の時期、確認する者、その他必要な事項を記載すること。
- ・ 要求水準確認計画書には、要求水準で定めた各項目を一覧化したチェックリスト（【参考4 要求水準確認書（案）】を参考に受注者が作成）を添付すること。
- ・ 要求水準確認計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、設計完了時及びその他必要な時期に適宜変更及び見直しを行うこと。

(ウ) 要求水準の確認

- ・ 受注者は要求水準確認計画書に基づき、設計及び施工の各段階において、要求水準確認書を用いて要求水準を満たしていることの確認を行った後に、調査職員（監督員）の承諾を得ること。

(イ) 設計図書の修正

- ・ 調査職員は、受注者から提出された設計図書の内容が要求水準又は調査職員と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、受注者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。



- ・ 受注者は、設計図書の内容が要求水準又は調査職員と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、調査職員に不一致の報告を行ったうえで、自らの責任及び費用負担により速やかに設計図書の修正を行い、修正点について調査職員に提出し確認を受けること。設計の変更について不一致があると判断された場合も同様とする。

#### オ 技術提案の確認

##### (7) 技術提案の実現のための受注者による管理に関する基本的な考え方

受注者は、技術提案の内容を実現するため、基本的に次の項目を(イ)に示す技術提案実施計画書に基づいて確認し、設計業務及び施工業務の管理を行うこと。

- ・ 設計完了時における設計図書及び各種計算書などの確認
- ・ 施工前における全体計画（工事中の周辺への配慮など）の確認
- ・ 各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画の確認
- ・ 各部位の施工完了時における計画に基づいた施工の確認
- ・ 全体の施工完了時における計画に基づいた施工の確認

##### (イ) 技術提案実施計画書の作成

- ・ 受注者は契約締結後速やかに、前記(7)を踏まえ、調査職員と協議のうえ、技術提案実施計画書を作成し、調査職員の承諾を得ること。
- ・ 技術提案実施計画書には、提案時の具体的評価項目ごとに、技術提案の確認の方法と確認の時期、確認する者、その他必要な事項を記載すること。
- ・ 技術提案実施計画書には、技術提案で提案した各項目を一覧化したチェックリスト【参考5 技術提案確認書(案)】を参考に受注者が作成)を添付すること。
- ・ 技術提案実施計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、設計完了時及びその他必要な時期に調査職員（監督員）と協議のうえ、適宜変更及び見直しを行い、調査職員（監督員）の承諾を得ること。

##### (ウ) 技術提案の確認

- ・ 受注者は、技術提案実施計画書に基づき、設計及び施工の各段階において、技術提案確認書及び提出物（設計図書・工事書類など）をもって技術提案の設計及び施工への反映状況の確認を行い、調査職員（監督員）の承諾を得ること。

##### (エ) 設計図書の修正

- ・ 調査職員は、受注者から提出された設計図書の内容が技術提案又は調査職員と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、受注者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。
- ・ 受注者は、設計図書の内容が技術提案又は調査職員と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、調査職員に不一致の報告を行ったうえで、自らの責任及び費用負担により速やかに設計図書の修正を行い、修正点について調査職員に提出し確認を受けること。設計の変更について不一致があると判断された場合も同様とする。

**(3) その他共通業務****ア 打合せ及び記録と報告**

- ・ 受注者は、調査職員（監督員）及びその他関係機関と協議及び打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面（打合せ簿）に記録し、相互に確認すること。
- ・ 調査職員（監督員）及び受注者は、指示、通知、報告、提出、承諾、回答及び協議（以下「指示等」という。）を、書面で行わなければならない。この場合、特段、書式に定めを必要としない場合には、打合せ簿により行うものとする。
- ・ 受注者が調査職員（監督員）に提出する書類で様式及び提出部数が定められていない場合は、調査職員（監督員）の指示によるものとする。
- ・ 受注者は、業務の方針、条件等に疑義が生じた場合は、調査職員（監督員）と書面により協議しなければならない。この場合、調査職員（監督員）は速やかに協議に応じるものとする。打合せ内容は、打合せ簿に記録し相互に確認しなければならない。

**イ 電子データのセキュリティ確保**

- ・ 受注者は、電子メール、打合せ資料及び電子データによる提出物など、電子データを調査職員（監督員）に提出する際には、あらかじめウイルスその他のセキュリティ対策されたものを提出すること。

**ウ 情報セキュリティ確保**

- ・ 受注者が、契約期間中に、業務に関する資料や設計図書などの書類を紛失、あるいは誤送信、盗難にあった場合は、調査職員（監督員）に直ちに報告するとともに、情報の保全と回収を行い、漏えいした情報に伴う損害が発生した場合は、受注者の責において賠償すること。

**エ 守秘義務及び個人情報の保護**

- ・ 受注者は、業務の実施に当たって、関連する法令等に基づき、個人情報を保護しなければならない。
- ・ 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ・ 受注者は、個人情報を取り扱う業務を行う場合は、その取扱いについて「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

**オ 安全等の確保**

- ・ 受注者は、本事業の実施に際しては、関係者だけでなく、近隣住民、通行者、通行車両などの第三者の安全確保に努めなければならない。
- ・ 受注者は、本事業の実施に当たり事故が発生しないよう、関係者に安全教育の徹底を図り、指導及び監督に努めなければならない。

**カ 関係機関への手続**

- ・ 受注者は、発注者が行う関係機関への手続等に協力しなければならない。
- ・ 受注者は、業務を実施するための関係機関に対する手続等を適切な時期に行うとともに、その内容を書面により発注者に報告しなければならない。
- ・ 受注者が関係機関から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員（監督員）に報告し協議するものとする。

**キ 近接施設管理者等との協議など**

- ・ 受注者は、発注者が行う近接施設管理者等との協議等に協力しなければならない。
- ・ 受注者が近接施設管理者等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員（監督員）に報告し協議するものとする。

**(4) 資料等の作成**

**ア 設計図書、完成図等の作成**

- ・ 受注者は、各設計図書等を作成すること。設計図書の内容は、【別紙 11 設計成果物の内容】による。ただし、設計図書等の内容については調査職員と協議すること。
- ・ 受注者は、引渡し書類、完成図等を作成すること。引渡し書類の内容は、【別紙 12 提出書類（施工段階）】による。ただし、引渡し書類、完成図等の内容については監督員と協議すること。
- ・ 完成写真については、デジタルデータ及びアルバムを提出すること。デジタルデータの提出方法は「営繕工事写真撮影要領」に準じる。撮影箇所、提出形態、部数、提出時期、取りまとめについての詳細は監督員と協議すること。また、撮影業者は、監督員が承諾する建築完成写真撮影実績のある撮影業者とすること。

**イ 維持管理に必要な資料作成**

受注者は、発注者が行う施設の電力及び水道の使用量の予測に協力すること。

**ウ 固定資産管理用資料の作成**

受注者は、発注者が行う本市の固定資産台帳へ登録するための管理用資料の作成に協力すること。

**(5) 調査**

**ア 地質調査（地盤等）**

受注者は、本市の【仕様書類 2-1-2 地質調査業務委託仕様書】に従い、地盤調査計画書を作成するとともに、敷地内の地質調査を実施し、報告書（基準点、ボーリング、サンプリング及び土質調査、サウンディング、室内土質試験、総合考察等）を作成し、調査職員に提出すること。

**イ 敷地測量**

受注者は、関係者の立会のもと、必要な敷地測量（境界確定・敷地求積図作成・真北測量・水準測量 等）を行うこと。

**ウ その他**

その他、受注者が設計・施工に当たって必要な調査を実施する場合は、調査着手前に調査計画書を作成し、調査職員（監督員）に提出を行い、実施すること。

**(6) 近隣への配慮**

- ・ 受注者は、工事着手に先立ち、近隣住民との調整及び調査などを十分に行い、工事の円滑な進行及び安全を確保すること。

- ・ 受注者は、工事内容を近隣住民へ周知徹底して理解を得るように努めること。
- ・ 本事業によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、必要な調査を事前に実施し、問題が発生しないように適切な処置を行うこと。
- ・ 工事の実施により、騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下及び交通渋滞等の近隣の生活環境に与える影響を考慮し、状況に合わせ近隣対応を実施すること。また、工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- ・ 隣接する道路及び公共施設等に損傷を与えないよう十分留意し、万一、工事中に汚損、破損させた場合には、発注者に報告するとともに受注者の負担において補修等を行うこと。
- ・ 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう十分注意するとともに、万一、苦情その他が発生した場合には、発注者に報告するとともに受注者を窓口として、適切に対応すること。
- ・ 工事により周辺地域に水枯れなどの被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した場合には、受注者の責任において対応すること。
- ・ 敷地境界については、隣接地権者の立会いのもと、十分な確認を行い、引照点を取り、復元すること。
- ・ 法令に定められたもの及び発注者が自主的に行う近隣住民に対する工事関係の事前説明については、発注者が実施するとともに、受注者はこれに協力するものとする。
- ・ 受注者が自主的に近隣住民に対する工事関係の事前説明を行う場合は、発注者に事前に承諾を得ること。また、説明終了後に説明内容について報告すること。
- ・ 本施設及び近隣への対応について、受注者は発注者に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。

#### (7) 市が行う説明への協力

発注者が行う安佐市民病院跡地活用推進協議会や周辺住民等に対する説明について、受注者はこれに協力するものとする。

## 2 設計業務に関する要求水準

### (1) 設計業務の範囲

- ・ 設計業務の範囲は、「第1章 5 本事業の範囲」による。
- ・ 設計者は、発注資料に明示のない場合又は疑義を生じた場合には、調査職員と協議を行うこと。
- ・ 設計者は、土木工事に係る範囲は、本市の【仕様書類 1-1-1 (土木) 設計業務共通仕様書】、【仕様書類 1-1-2 (土木) 調査・設計・測量業務等共通仕様書 (別添)】に沿って、業務を行うこと。  
 なお、建築工事に係る範囲は、本市の【仕様書類 2-1-1 建築設計業務委託共通仕様書】に沿って、業務を行うこと。
- ・ 設計者は、受注者が有効と考える特殊な工法、材料、製品などを採用しようとする場合は、あらかじめ調査職員と協議を行うこと。

- ・ 適用基準等で市販されている書籍については、設計者の負担において備えるものとする。

## (2) 設計業務計画書

- ・ 設計者は、設計業務着手前に、本市の「建設コンサルタント等業務書式集」を活用し、業務工程表、業務実施体制、毎月の設計進捗状況の報告方法（出来高表など）を含む必要事項を記載した設計業務計画書を調査職員に提出し、確認を受けること。
- ・ 設計者は、設計業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出し承諾を得ること。
- ・ 設計者は、調査職員が指示した事項については、更に詳細な業務計画に係る資料を提出すること。

## (3) 設計業務

### ア 設計業務の進め方

- ・ 設計者は、要求水準、技術提案及び契約時参考内訳書を基に設計期間中に仕様を確定し、設計図書等を作成すること。
- ・ 設計者は、技術提案の内容に関する具体的な検討を行い、設計図書に反映すること。
- ・ 本業務の実施に当っては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法の採用について検討を行うこと。採用に係る評価基準は、調査職員から別途指示を受けること。
- ・ 設計成果物については、【別紙 11 設計成果物の内容】によること。
- ・ 設計者は、翌月の5日（ただし、連続した休日等の場合は翌日とする。）までに設計進捗状況が確認できる資料（出来高表など）を作成し、調査職員に提出し確認を受けること。

### イ 工程表の作成

設計者は、設計業務に関する工程表（許認可に係る期間や調査職員の確認期間も含めたもの）を適切な時期に調査職員に提出すること。なお、施工に関する工程と調整を行い、設計業務に関する工程に反映すること。

### ウ 設計業務

#### (7) 設計条件等の整理

- ・ 設計者は、要求水準書及び受注者が提案した技術提案に基づく設計条件等を、調査職員と協議のうえ整理すること。

#### (イ) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

- ・ 設計者は、計画に関する法令及び条例上の条件について、設計の内容に即した調査を行い、調査職員に報告すること。
- ・ 設計者は、計画通知等の手続に必要な事項について関係機関と事前に打合せを行い、調査職員に報告すること。

#### (ウ) 上下水道、電力等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

- ・ 設計者は、整備予定地における上下水道、電力等の供給状況等を調査し、必要に応

じて関係機関との打合せを行い、調査職員に報告すること。

**(I) 設計図書の作成**

- ・ 設計者は、設計図書の作成においては、調査職員と協議を行い施工者が施工すべき構造物、建築物及びそれらの細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器などの種別、品質及び品質管理方法などを具体的に記載すること。
- ・ 設計者は、関係機関との事前の打合せなどを踏まえ、設計に基づき、計画通知に必要な図書を作成し、調査職員に提出し、確認を得ること。
- ・ 設計者は、本市の【仕様書類 1-2-1 (土木工事) 仕様書】、【仕様書類 1-2-2 土木工事共通仕様書】、【仕様書類 1-2-4 (土木工事) 特記仕様書】により、施工条件について調査職員(監督員)の確認を受けること。

なお、建築工事については、本市の【仕様書類 2-2-2 (建築工事) 共通特記仕様書】、【仕様書類 2-2-3 建築工事特記仕様書】、【仕様書類 2-2-4 建築木造工事特記仕様書】により、設備工事については、【仕様書類 2-3-1 (電気設備) 特記仕様書】、【仕様書類 2-4-1 機械設備工事特記仕様】、【仕様書類 2-4-2 (機械設備) 特記仕様書】により、施工条件について調査職員(監督員)の確認を受けること。

**(ロ) 設計後参考内訳書の作成**

- ・ 受注者は、工事について設計図書に基づき設計後参考内訳書を作成し、工事着手までに調査職員(監督員)に提出し確認を受けること。

**(カ) 設計内容の確認**

- ・ 工事着手に先立ち、調査職員(監督員)に設計内容、要求水準確認書、技術提案確認書、設計後参考内訳書を提出し、確認を得ること。

**(4) 各種資料の作成**

**ア 設計図書の作成**

設計図書の内容は原則として【別紙 11 設計成果物の内容】による。また、設計説明書も合わせて作成すること。

**イ 各種説明資料の作成**

- ・ 設計者は、発注者が行う説明等に必要な資料(コンセプト図、パース(4枚程度とし、内1枚は鳥瞰図とする)を含む)を作成すること。

**ウ 設計成果物**

- ・ 設計成果物は電子納品することとし、「広島市電子納品の手引き」に基づき、「電子媒体納品書」とともに提出するものとする。

**(5) 設計に係るその他の業務**

**ア 申請手続等**

- ・ 設計者は、計画通知等の申請関連業務を行うこと。なお、申請手続手数料等が必要な場合、その支払いは本事業に含むものとする。変更があった場合も同様とする。
- ・ 設計者は、その他法令により定められた申請手続を行うこと。また、設計者は、発注

者が行う申請手続や関係機関協議に必要な資料などの作成を行うこと。

**イ 交付金・補助金等の申請に係る資料作成**

設計者は、発注者が交付金・補助金等の申請等を行う場合に、必要となる資料作成に協力すること。

**ウ 設計変更業務**

設計者は、設計変更に際し、調査職員（監督員）と協議し、変更に伴う資料作成等の業務を行うこと。

**エ 設計意図伝達業務・確認等の業務**

設計者から施工者及び監督員に設計意図の伝達等を行うこと。

**(7) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明など**

設計者は、施工に先立ち、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明などを施工者等に対して行うこと。また、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある場合は施工図などで確認を行うこと。

**(4) 工事材料、設備機器などの選定に関する設計意図の観点からの検討、助言など**

設計者は、施工段階において実施することに合理性がある工事材料、設備機器など及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言などを監督員に対して行うこと。

**(ウ) 施工段階における設計変更への対応等**

設計者は、施工段階において変更が発生した場合、法適合の観点から、検討、助言を行い、必要に応じて設計図書の修正や手続等を行うこと。

**(イ) 施工段階における現地確認の立ち会い等**

設計者は、施工者が特殊な技術を採用した施工を行う際に監督員から求められた場合、現地確認の立ち会いや協議に応じること。

**(オ) 施工段階における諸官庁検査及び完成検査への立ち会い等**

- ・ 設計者は、諸官庁検査の立ち会いを行うこと。
- ・ 設計者は、完成検査の立ち会いを行うこと

**(カ) 完成引き渡し時の図面及び書類の確認等**

**3 施工業務に関する要求水準**

**(1) 施工業務の範囲**

- ・ 施工業務の内容及び範囲は「第1章 5 本事業の範囲」による。
- ・ 施工者は、発注資料に明示のない場合又は疑義を生じた場合には、監督員と協議すること。
- ・ 施工者は、要求水準書及び受注者が提案した技術提案内容に基づいて設計され、調査職員（監督員）の確認を得た設計図書に基づき施工を行うこと。
- ・ 施工者は、受注者が有効と考える特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議を行い、採用を検討すること。
- ・ 提出書類については、本市の「請負工事書式集」を活用すること。

- ・ 施工段階の提出書類、引渡し書類等は、【別紙12 提出書類（施工段階）】による。
- ・ 土木工事については本市の【仕様書類1-2-3 土木工事共通仕様書 施工管理関係】により、監督員と業務内容について確認を受けること。

## （2）施工計画書等の作成

施工者は、本市の【仕様書類1-2-2 土木工事共通仕様書】及び公共建築工事標準仕様書等に基づき施工計画書を作成すること。

なお、施工計画書は、原則として該当する工事着手時期を考慮して、監督員の確認を得ること。また、品質管理計画書は、原則として該当する工事着手の7日前までに、監督員の承認を得ること。

## （3）施工業務

### ア 工程表の作成

施工者は、次に示す施工業務に関する工程表を適切な時期に監督員に提出すること。

- ・ 全体実施工程表
- ・ 月間工程表

### イ 各種図面の作成

施工者は、製作図、施工図、完成図等を作成すること。

### ウ 仮設計画図の作成

施工者は、全体の仮設計画図（仮囲い等）及び工種ごと（掘削時、荷揚げ時など）の仮設計画図を作成すること。

### エ 工事状況の説明・報告

- ・ 施工者は、工事状況を監督員に毎月報告する他、必要に応じ施工の事前説明及び事後報告を行うこと。

### オ 工事により発生する廃材・廃棄物・建設発生土等の処理

- ・ 施工者は、工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理すること。
- ・ 施工者は、工事により発生する廃材等については、積極的に再利用を図ること。

### カ 資機材の先行発注

施工者は、工事着手に先立ち資機材を発注する場合は、発注しようとする資機材の内容について、原則として発注する7日前までに監督員に提出し確認を受けること。

### キ 作業日・作業時間の遵守

工事の作業日・作業時間については、以下の考え方を目安とするが、工事着手前に監督員等と十分に確認・調整を行い、対応を決定するものとする。

- (ア) 作業時間は、概ね午前8時30分から午後5時までを基本とする。
- (イ) 大きな騒音・振動を伴う作業は、午前9時から午後5時までとし、事前に近隣へ周知・連絡する等、十分配慮して行うこと。
- (ウ) 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）及び8月6日



は休日とする。やむを得ず作業を行う場合は休日作業承諾願いを提出し、承諾を得ること。なお、休日作業に当たっては、監督員と協議の上、極力音の出る作業を行わない、事前に近隣へ周知・連絡する等、十分配慮して行うこと。

- (エ) 「広島市週休2日工事試行要領」の実施については、本工事は、「発注者指定型」の対象工事とする。適用方法については、募集要項「24 その他」(3)を確認すること。

#### ク 工事関係車両の通行に係る安全管理

- ・ 資材・仮設材等の搬入出時及び大型車両の入出時等には、車両出入口に交通誘導員を配置すること。
- ・ 工事車両の運行については、工事関係車両のタイヤ等に付着した土砂等により道路を汚すことがないように、工事関係車両のタイヤ等を清浄にするとともに、道路を汚した場合は、速やかに清掃を行うこと。
- ・ 工事関係車両は整備区域内に駐車すること。ただし、整備区域内に駐車できない場合は、施工者にて適切な駐車場を確保すること。

#### ケ 工事現場の管理等

- ・ 建設工事を実施する範囲を仮囲いで確実に区画し、区画外に建築資材の仮置きや駐車を生じさせないこと。
- ・ 周辺地域の環境に配慮して、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めること。
- ・ 夜間等における不法侵入を防止するなど、工事範囲内の保守管理を行うこと。

#### コ 工事用水等

- ・ 工事用水・下水や工事用電力等は施工者が水道局や電力会社等と個別に契約し、外部より引込むこと。

#### サ 施工中の安全管理

- ・ 施工中の安全管理に関しては「建築工事安全施工技術指針」「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」等に従い、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。また、同指針等に従うだけでなく、第三者災害の防止対策を事前に十分に検討の上、実施する。
- ・ 第三者災害防止対策として、適切な安全誘導員や警備員の配置、工事作業員の新規入場者教育、現場安全パトロールの実施等を徹底し、工事によるトラブルや事故が起きないようにする。
- ・ 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取り扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講じるものとする。
- ・ シンナー等の薬品の管理については、工事現場・倉庫などでの保管を厳重に行い、また、車両に積載した状態でその場を離れる場合は、盗難防止措置を講じること。
- ・ 工事現場の安全管理において、電気・ガス・給排水・その他危険箇所等の巡視を定期的実施し、監督員に報告すること。

#### シ 化学物質の室内濃度測定

- ・ 完成引渡し前に、【仕様書 2-3-2 建築工事特記仕様書】の別表 1-1 及び 1-2 により化学物質の室内濃度測定を行い、室内濃度が厚生労働省の基準値以下であることを確認し、

監督員に報告すること。

- ・ 測定対象室は、各店舗及び管理人室とする。
- ・ 測定対象物質は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンとする。
- ・ 測定箇所数は各室1箇所、計3箇所とする。

#### (4) 工事検査、中間検査等及び引渡し

- ・ 本工事は、中間検査の対象工事である。
- ・ 施工者は、監督員による検査に先立ち自主検査を行うこと。
- ・ 中間検査の実施時期については、監督員から通知するものとする。
- ・ 検査の実施において検査員が必要と認めたときは、工事目的物の最小限を破壊して検査をすることができる。この場合において、当該検査及び復旧に関する費用は、施工者の負担とする。
- ・ 施工者は、検査において改善を指示された場合、速やかに改善するものとする。
- ・ 施工者は、工事完了までに関係法令に基づく検査を受けること。また、発注者の完成検査を受け、合格した上で、引渡しを行うこと。

#### (5) 施工に係るその他業務

##### ア 交付金・補助金等の申請に係る資料作成

施工者は、発注者が交付金・補助金等の申請等を行う場合に、必要となる資料作成に協力することとする。